

〈2505〉

令和8年7月6日(月曜日)

「柳橋支店」新築オープン!

〒920-3133 金沢市柳橋町甲1-1

Tel.076-251-4123

※電話番号の変更はありません。



●お問合せ先
興能信用金庫柳橋支店(仮店舗)
金沢市柳橋町イ3番地7
Tel.076-251-4123

募集総額
10億円

柳橋支店新築記念

金利上乗せ定期預金発売!

固定金利
1年もの 年**0.70%**

●スーパー定期300万円未満1年もの
店頭表示金利年0.35%に0.35%上乗せし年0.70%(税引後年0.55780%)
となります。(令和8年4月28日現在)

●お取扱期間

令和
8年

6月22日

→

8月31日

月

●詳しくは裏面の
商品概要をご
覧ください。

お手続きのご案内 店舗移転に伴うQ&A

Q1 現在のお取引、年金・給与受取、公共料金などの自動引落はどうなりますか?

A お客様のお取引、年金・給与のお受取、公共料金などの自動引落は今まで通りご利用いただけます。

Q2 その他のお取引についてどうなりますか?

A すべてのお取引について変更手続きなど一切ございません。ご不明な点がございましたらご遠慮なくお問い合わせ先へご連絡願います。

Q3 ATMはどうなりますか?

A 令和8年7月6日(月)よりATM営業時間は平日・土日祝 8:00~19:00に変更させていただきます。

※詳しくは当金庫柳橋支店もしくは
本支店窓口でご相談ください。
裏面もご覧ください。

地域にまっすぐ
興能信用金庫
URL <https://www.kono-shinkin.co.jp/>

詳しくは
ホームページに
アクセス →



柳橋支店新築記念 金利上乘せ定期預金

商品概要

令和8年4月28日

ご預金の種類	〈このう〉1年もの「スーパー定期」 定型方式／1年、自動継続式とします。【証書式、通帳式、総合口座】
ご利用いただける方	個人(自営業者の方も含む)及び法人のお客様ならどなたでもお預入れいただけます。
お取扱期間	令和8年6月22日(月)から令和8年8月31日(月)まで。但し、期間内であっても募集総額に達した場合は終了させていただきます。
募集総額	10億円
お預入金額	1契約30万円以上、1円単位で最高預入額1,000万円以下 *但し定期預金継続は30万円以上のニューマネー増額を条件と致します。
適用金利	●〈固定金利〉 年0.70% 【注】令和8年4月28日現在のスーパー定期300万円未満1年もの店頭表示金利年0.35%に0.35%上乘せし年0.70% (税引後 年0.55780%)となります。 ※満期後の自動継続における適用金利は、継続時の店頭表示金利といたします。 ※記載の税引後の利率は、復興特別所得税を付加した20.315%の税金が差し引かれた利率であり、小数点6桁以下を切り捨てて表示しております。
利払方法	満期日以降に一括して払戻します。
計算方法	お預入日から解約日の前日までの日数について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算といたします。
税金	2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取る預金お利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。
付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱	この預金は原則として中途解約できません。やむをえず中途解約する場合には、お預入日から解約日の前日までの日数及び解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いします。
説明書の入手方法	店頭で説明書をご用意している他、インターネット上のホームページをご覧ください。
金利情報の入手方法	金利は、店頭の金利表示ディスプレイ、インターネット上のホームページまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引のある営業店または総合企画部(リスク管理部門 9:00～17:00、電話:0768-62-8207)にお申し出ください。
紛争解決措置	●紛争解決措置 金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総合企画部(リスク管理部門)または全国しんきん相談所(9:00～17:00 電話:03-3517-5825)へお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
その他参考となる事項	●ATMでのお取引はできません。 ●預金保険制度の対象預金として、元本1,000万円までとその利息が保護されます。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます。) ●詳しくは店頭窓口へご照会ください。